

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等（指定管理者）監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成24年1月12日

上越市監査委員 大原 啓資

上越市監査委員 勝島 朝子

上越市監査委員 山崎 一勇

## 記

### 1 監査の対象

以下の施設について、平成22年度の指定管理者制度の執行状況について監査した。

- 吉川ゆったりの郷（高齢者支援課）
- 清里高齢者生活支援センター（高齢者支援課）
- 上越市五智歴史の里会館（観光振興課）
- 大池いこいの森ビジターセンター（農業政策課）
- くわどり湯ったり村（農業政策課）
- ヨーデル金谷（農業政策課）
- 大潟野外活動施設（生涯学習推進課）
- 上越市総合体育館（体育課）
- 上越勤労身体障害者体育館（体育課）
- 上越市高田スポーツセンター（体育課）

## 2 監査の期間

平成 23 年 10 月 3 日から平成 23 年 12 月 27 日

## 3 監査の場所

上越市監査委員事務局及び指定管理者が管理する施設

## 4 監査の方法

監査の実施に当たっては、指定管理にかかる協定書、管理運営業務仕様書、事業計画書、事業報告書など関係書類の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。

また、監査した施設のうち、上越市五智歴史の里会館、くわどり湯ったり村、上越市総合体育館及び上越勤労身体障害者体育館については、当該施設の現地調査を実施した。

## 5 監査の主な着眼点

対象	主な着眼点
所管課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定管理者の指定は適正、公平に行われたか。</li><li>・ 協定は適切に締結されているか。</li><li>・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。</li><li>・ 事業報告書の点検は適切に行われているか。</li><li>・ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。</li><li>・ 指定管理者の管理運営について、評価・検証は適切に行われているか。</li></ul>
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指定管理者は、関係法令に定めるところにより施設を適切に管理しているか。</li><li>・ 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。</li><li>・ 公の施設の管理に係る収支の経理は適正に行われているか。</li></ul>

## 6 監査の結果

監査対象となった各施設では、その設置目的に沿った利用がされており、指定管理者の利用者に対する対応等についても、おおむね良好であった。

しかし、今回の監査の結果、市が指定管理者に求める損害賠償補償保険の加入については、次のとおり改善を要すると考えるので対応されたい。

市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の制度改正に伴う対応について

市はこれまで、指定管理者による第三者への損害に対する賠償については、国家賠償法の規定に基づき市がその責任を負うこととする一方、市が負担した賠償を指定管理者に請求することができるとして協定書等に定めている。これに伴い市は、市が加入する全国市長会の市民総合賠償補償保険の補償額を基準に、これと同額以上の補償を受けられる保険への加入を指定管理者に任意または義務として管理運営業務仕様書で求めてきたところである。

この保険への加入については、これまでの指定管理者監査において、仕様書に定める事項として、市が保険への加入の有無及び補償額の確認を確実に行うことや、施設によって加入が任意または義務であることの取扱いの違いについて、整理を求めてきたところである。

今回監査対象となった施設では、保険に加入しているが補償額が市の基準を満たしていない施設が2施設あった。そして、このうちの1施設の調査で、保険の加入にあたり市と協議した際、「指定管理者も市民総合賠償補償保険の適用を受ける」旨の説明を受けたとする記録があった。

このことから、市民総合賠償補償保険の制度について確認したところ、同保険は従来指定管理者は補償の対象外であったが、平成19年度から市が一定割合を出資する第三セクターや公共的団体等が指定管理者の場合、指定管理者を市とみなし、補償の対象とする内容に改められていたことが明らかになった。また、平成23年度からはすべての指定管理者を補償の対象とするとして改正されていた。

市は平成22年度末に指定管理期間の満了を迎えた施設において、平成23年度からの新たな協定書では、一律に市民総合賠償補償保険の補償額以上の保険に加入することとしている。しかし、前述のとおり、平成19年度の改正に加えて、さらに平成23年度にも保険制度が改正されていることから保険の加入については適切な対応が必要と考える。

ただ、市民総合賠償補償保険では、施設によっては飲食物の提供に係る損害は対象とならないなど、補償の対象外となる業務もあることから、指定管理者が補償内容をよく理解した上で、独自に必要なと考える保険に加入する必要がある。

以上のことから、市は、市民総合賠償補償保険の補償内容を明らかにし、指定管理者が自ら加入すべき補償内容を検討できるよう、指定管理者に周知されたい。また、今後さらに保険の制度改正だけにとどまらず、あらゆる制度が変更になった場合は、その情報を全庁的に共有するよう努められたい。

今回の指定管理者監査全体を通じて、指摘する事項は以上のとおりである。

また、個別の施設への指摘及び注意・要望事項等の概要については、別紙 1 及び別紙 2 のとおりである。

なお、昨年度の指定管理者監査において要望した、「自動販売機の設置に伴う手続きについて」及び「施設の建物の一部が第三セクターの所有となっていることについて」は、今回監査対象となった一部の施設で同様の事例が見られた。すでに市において今後の対応について検討を進められていることから、今回の監査結果として指摘するところではないが、引き続き課題の解消に向けた取り組みを進められたい。

以上のとおりであるが、各所管課等においては、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、今後とも一層、市民サービスの向上と適切な事務執行に努めていただきたい。

## 財政援助団体等(指定管理者)監査指摘事項

指摘(2件)

施設名	指摘内容
くわどり湯ったり村 (農業政策課)	仕様書では防災訓練を実施すると規定しているが、22年度は実施していなかった。21年度・23年度は適切に実施されていたが、本施設は消防法に定める防火対象物であることから、消防計画に基づき必要な訓練を実施されたい。また、市としても訓練の実施状況を随時確認されたい。
大瀧野外活動施設 (生涯学習推進課)	仕様書では危機管理対応マニュアルを作成し、避難訓練を実施することと規定しているが、マニュアルが作成されておらず訓練も実施していなかった。仕様書に基づきマニュアルを作成するとともに、防災訓練等を実施するなど、利用者等の安全を確保するよう指導されたい。

## 注意・要望事項の概要

### 注意事項

項目（概要）		件数
委託料	清算をしないことについて文書で確認をしていない	3
利用料金	独自の料金区分を設ける場合には事前に協議すること	3
	承認を受けた内容で料金を徴収すること	1
	領収書及び領収書の簿冊に連番を振ること	1
減免	事前協議を行うこと	1
予算執行	計画的な予算執行をするよう指導すること	2
利用受付	施設使用申請書の項目及び記載すべき内容を分かりやすくすること	3
再委託	事前協議を行うこと	2
自主事業	事前協議を行うこと	1
	本来業務と自主事業の区分を整理すること	1
施設維持	設備の保守点検等を実施すること	1
備品	貸与備品の備品台帳への登録を確認すること	1
各種報告	期日までに報告すること	2
	報告すべき内容に漏れがないか確認すること	2
	報告内容の正確性を確認すること	4
	実態に則した収支報告を求めること	2
休館日	休館日のイベント実施について事前に協議すること	1
文書事務	市が受領した文書の受付や決裁を行うこと	3
専用口座	業務に専用の口座を設けること	1
行政財産	目的外使用について必要な手続きをとること	1
その他	指定管理者が行う複数年契約の妥当性について指導すること	1
注意 計		37

### 要望事項

項目（概要）		件数
市主催事業による減免が多額となる場合の経営への影響を検証すること		1
実効性のある防災訓練を実施すること		1
提案書に基づくホームページ上のサービス向上策を実施すること		1
利用者が減少しているため利用促進に努めること		1
要望 計		4